

回 答 書

工事名 門司港地域複合公共施設舞台音響設備工事

番号	図番	質 疑 内 容	回 答 内 容
1		「図面」資料 図面番号3102、3103、3104 機器構成表1、2、3に記載されていない機器、材料が追加変更となった場合は、設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。 併せて、上記の変更に伴う工事の追加変更が発生した場合、設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。	機器表および図面に記載されていない機器等について、施工や構成上もしくは原課要望等により監督課が必要と判断した場合は設計変更の対象となります。工事についても同様です。
2		本工事の施工実施を平日の日中帯にて実施することを想定しておりますが、夜間・休日での施工実施となった場合は、設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。	本工事は平日の日中帯にて実施を想定しており、夜間・休日は原則考えておりませんので、設計変更の対象とはしません。
3		現時点の建築工事に関する工程をご提示頂くことは可能でしょうか。	工程表については契約後に共有させていただくことで、ご了承ください。
4		機器、材料の価格が契約後に物価高騰した場合、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	インフレスライドにて対応となります。
5		工事車両は工事敷地内に駐車できると考えてよろしいでしょうか。 駐車できない場合、近隣の時間貸し駐車するため費用清算を実施いただくことは可能でしょうか。	工事車両については原則、工事敷地内指定の場所に停めていただきます。なお工事の取り合いもあるため止められるかについては全体定例等により調整となります。打ち合わせなどにより駐車場を借りたい等について清算はありません。
6		資機材は工事敷地内にスペースを設けて頂けると考えてよろしいでしょうか。	資機材については原則、工事敷地内指定の場所に留置いただきます。工事の取り合いもあるため留置場所やスペースについては全体定例等により調整となります。
7		別途工事(建築工事等)における工程の遅れ等が発生した場合、工期延長の協議頂けると考えて宜しいでしょうか。	全体の工程が遅れた場合、本工事も他工事と合わせて調整となります。